

(資 料 編)

岡山県税制懇話会設置要綱

(目的)

第1条 岡山県税制懇話会（以下「懇話会」という。）は、県民生活の向上や活力ある地域社会の実現を図るために、地方分権の観点から課税自主権の活用等による岡山県にふさわしい税制のあり方について調査研究する。

(事業)

第2条 懇話会は、岡山県の独自税制に係る税制度のあり方その他懇話会の目的を達成するために必要な事項について調査及び研究を行い、成果を知事に報告する。

(委員)

第3条 懇話会は、委員で構成する。

- 2 委員には、前条に掲げる事業に関して学識経験等を有する者をもって充てる。
- 3 委員の定数は、8名以内とする。

(運営)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員の中から互選により選出し、副会長は会長が指名する。

- 2 会長は、懇話会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(任期)

第5条 委員の任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 事務局は、総務部税務課に置く。

(その他)

第8条 この設置要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この設置要綱は、令和4年2月22日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 この設置要綱は、第5条に規定する委員の任期の満了をもって、その効力を失う。

岡山県税制懇話会委員名簿

氏 名	役 職	
おかもと きよし 岡本 輝代志	岡山商科大学名誉教授	会長
いしい きよひろ 石井 清裕	前岡山商工会議所副会頭	副会長
おかもと あきら 岡本 章	岡山大学学術研究院社会文化科学学域（経済）教授	
こしま きよし 越磨 潔	岡山経済同友会環境・エネルギー委員会委員長	
ちば きょうぞう 千葉 喬三	中国学園大学・短期大学学長	
ないとう こ 内藤 はま子	岡山県環境審議会委員	
ひらしま ちえこ 平島 千江子	岡山県消費生活問題研究協議会理事	
ふじわら ゆりこ 藤原 裕里子	税理士	

森林の保全に係る県民税の特例に関する条例

平成十五年十二月十九日

岡山県条例第六十一号

森林の保全に係る県民税の特例に関する条例をここに公布する。

森林の保全に係る県民税の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、県土の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下に、森林の保全に関する施策の一層の推進を図る必要があることから、当該施策に要する経費の財源を確保するため、県民税の均等割の税率に関し、岡山県税条例(昭和二十九年岡山県条例第三十七号。次条及び第三条において「県税条例」という。)の特例を定めるものとする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 平成十六年度から平成二十五年までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十四条の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

2 平成二十六年から平成三十五年までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十四条及び附則第二十四条第六項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に五百円を加算した額とする。

(平二〇条例三九・平二五条例六六・平三〇条例六四・一部改正)

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 平成十六年四月一日から令和六年三月三十一日までの間(以下この項において「特例期間」という。)に開始する各事業年度又は特例期間における地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第三号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第四十条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第四十条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例(平成十五年岡山県条例第六十一号)第三条第一項」とする。

(平二〇条例三九・平二二条例三八・平二五条例六六・平三〇条例六四・令二条例四四・一部改正)

(使途)

第四条 知事は、第二条及び前条第一項の規定による加算額に係る収納額に相当する額から徴収に要する費用を控除して得た額を、岡山県おかやま森づくり県民基金(岡山県おかやま森づくり県民基金条例(平成十二年岡山県条例第五十二号)に基づく岡山県おかやま森づくり県民基金をいう。)に積み立てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(岡山県おかやま森づくり県民基金条例の一部改正)

2 岡山県おかやま森づくり県民基金条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(特例)

- 3 平成十七年度分の個人の県民税に限り、平成十七年一月一日現在において、県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第三十四条」とあるのは「県税条例第三十四条及び県税条例附則第二十四条第一項」と、「同条に定める額に五百円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第三十四条に定める額に二百円」とする。

(平一六条例三六・追加、平一七条例四八・一部改正)

- 4 平成十八年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者に係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第三十四条」とあるのは「県税条例第三十四条及び県税条例附則第二十四条第二項」と、「同条に定める額に五百円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第三十四条に定める額に百円」とする。

(平一七条例四八・追加)

- 5 平成十九年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者に係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第三十四条」とあるのは「県税条例第三十四条及び県税条例附則第二十四条第四項」と、「同条に定める額に五百円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第三十四条に定める額に三百円」とする。

(平一七条例四八・追加)

附 則(平成一六年条例第三六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第四八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

三 第一条中附則第十一条の二の改正規定、附則第十一条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第十一条の二の二、附則第十一条の二の三、附則第十一条の三、附則第二十三条及び附則第二十四条の改正規定、第二条の規定並びに附則第二項及び第三項の規定 平成十八年一月一日

附 則(平成二〇年条例第三九号)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年条例第三八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第六六号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第六四号)

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則(令和二年条例第四四号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

岡山県おかやま森づくり県民基金条例

平成十二年三月二十一日

岡山県条例第五十二号

岡山県おかやま森づくり県民基金条例をここに公布する。

岡山県おかやま森づくり県民基金条例

(設置及び目的)

第一条 県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、地球環境にやさしい資源である木材の生産等に大きな役割を果たす森林が将来にわたって守り育てるべき県民共有の財産であるとの認識に立ち、緑豊かで健全な森づくりを県民の理解と協力の下に推進するため、岡山県おかやま森づくり県民基金(以下「基金」という。)を設置する。

(平一五条例六一・一部改正)

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 前条の目的のために寄附された寄附金の額
- 二 森林の保全に係る県民税の特例に関する条例(平成十五年岡山県条例第六十一号)第四条の規定により基金に積み立てるものとされている額
- 三 前二号に掲げるもののほか、一般会計歳入歳出予算(第四条において「予算」という。)に定める額

(平一五条例六一・一部改正)

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより、第一条の目的を達成するため必要な経費の財源に充てることができる。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより基金に積み立てるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(平一五条例六一・一部改正)

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(平一五条例六一・一部改正)

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第六一号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

おかやま森づくり県民税の導入・見直しについて

導入までの経緯

- 平成 13 (2001) 年 5 月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置し、課税自主権の活用による法定外目的税として産業廃棄物処理税及び水源かん養税の創設について検討を開始
- 平成 14 (2002) 年 3 月：税制懇話会から知事に報告
水源かん養税については水の使用量に応じて税負担を求める課税方式（法定外目的税）を提示
- 平成 15 (2003) 年 6 月：知事が、県議会において、水源かん養税の再検討を表明し、7 月から税制懇話会において再検討を開始
- 平成 15 (2003) 年 10 月：税制懇話会から知事に報告
森林保全を目的とする税制案として県民税均等割の超過課税方式を提示
- 平成 15 (2003) 年 12 月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例」が成立
- 平成 16 (2004) 年 4 月：同条例を施行(おかやま森づくり県民税としてスタート)
(鳥取県、島根県、山口県は平成 17 (2005) 年度、広島県は 19 (2007) 年度に導入)

条例施行 5 年後の検討（1 回目の見直し）の経緯

- 平成 20 (2008) 年 5 月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置
- 平成 20 (2008) 年 5 月：税制懇話会において、制度設計やこれまでの事業の成果等を検証
～ 11 月
- 平成 20 (2008) 年 11 月：税制懇話会から知事へ、存続すべきである旨を報告
- 平成 20 (2008) 年 12 月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例改正案」を提案、
可決成立
- 平成 21 (2009) 年 4 月：改正条例を施行

条例施行 10 年後の検討（2 回目の見直し）の経緯

- 平成 24 (2012) 年 4 月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置
- 平成 25 (2013) 年 6 月：税制懇話会において、制度設計やこれまでの事業の成果等を検証
～ 10 月
- 平成 25 (2013) 年 10 月：税制懇話会から知事へ、存続させることが望ましい旨を報告
- 平成 25 (2013) 年 12 月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例改正案」を提案、
可決成立
- 平成 26 (2014) 年 4 月：改正条例を施行
(中国地方の他の 4 県も、施行 5 年後に見直しを行い、それぞれ延長)

条例施行 15 年後の検討（3 回目の見直し）の経緯

- 平成 29 (2017) 年 4 月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置
- 平成 30 (2018) 年 5 月：税制懇話会において、制度設計やこれまでの事業の成果等を検証
～ 10 月
- 平成 30 (2018) 年 10 月：税制懇話会から知事へ、存続させることが望ましい旨を報告
- 平成 30 (2018) 年 12 月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例改正案」を提案、
可決成立
- 平成 31 (2019) 年 4 月：改正条例を施行
(中国地方の他の 4 県も、施行 5 年後に見直しを行い、それぞれ延長)

条例施行20年後の検討（4回目の見直し）の経緯

令和4（2022）年 4月：有識者で構成する「岡山県税制懇話会」を設置

令和5（2023）年 6月：税制懇話会において、制度設計やこれまでの事業の成果等を検証
～10月

令和5（2023）年10月：税制懇話会から知事へ、存続させることが望ましい旨を報告

令和5（2023）年12月：「森林の保全に係る県民税の特例に関する条例改正案」を提案、可決成
立

令和6（2024）年 4月：改正条例を施行

（中国地方の他の4県も、施行5年後に見直しを行い、それぞれ延長）

森林整備にかかる都道府県の独自課税の状況

R5.3.31

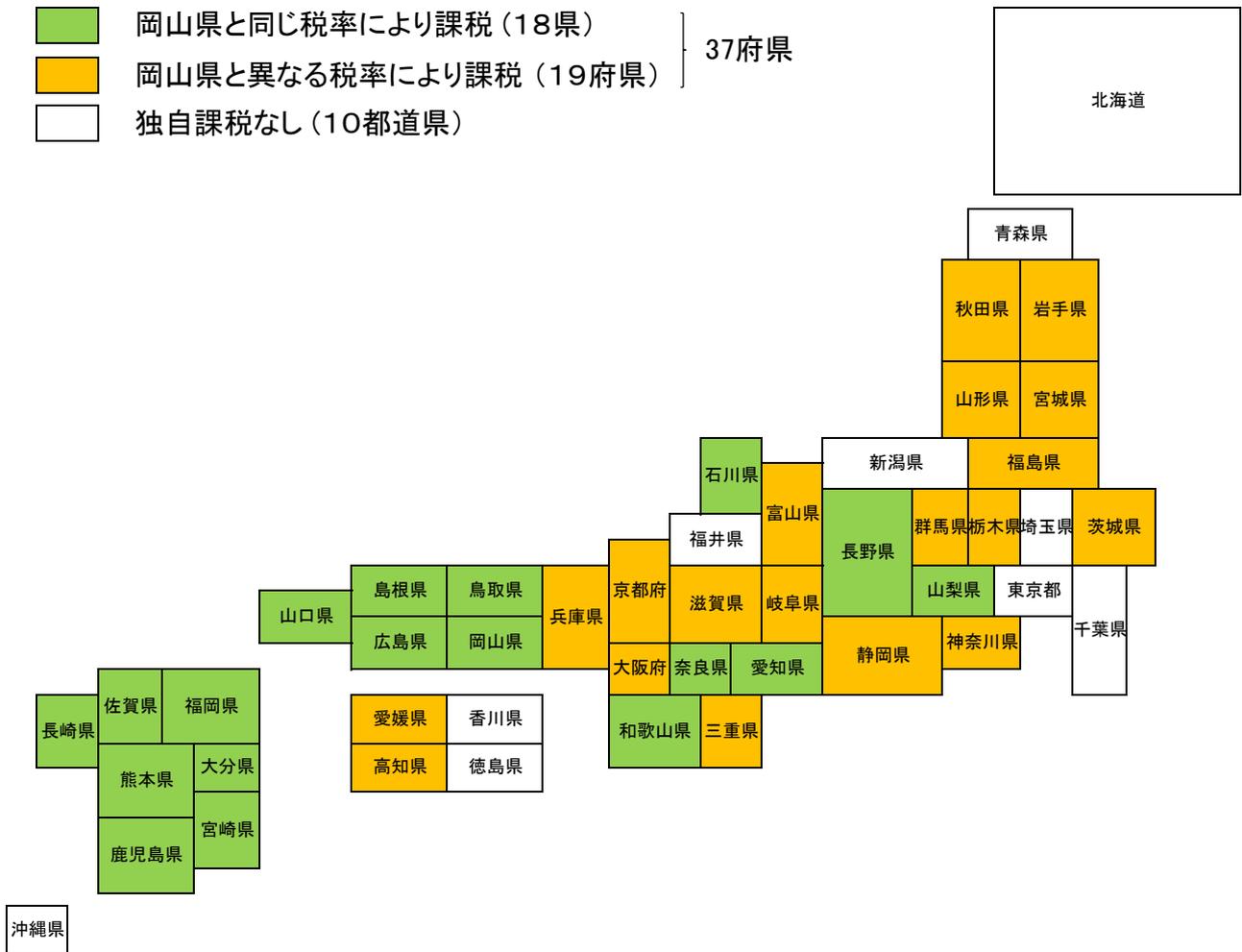
県名	税の名称(通称)	導入時期	議決時期	課税仕組み			R3税収額 (見込額) (億円)
				方式	個人	法人	
高知県	森林環境税	H15.4	H15.2	県民税均等割 超過課税	500円/年	500円/年	1.7
岡山県	おかやま森づくり県民税	H16.4	H15.11	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	5.9
鳥取県	豊かな森づくり協働税 (~R5.3森林環境保全税)	H17.4	H16.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	1.8
島根県	島根県水と緑の森づくり税	H17.4	H16.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	2.0
山口県	やまぐち森林づくり県民税	H17.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	4.0
愛媛県	森林環境税	H17.4	H16.12	県民税均等割 超過課税	700円/年	均等割額の7%増	5.5
熊本県	水とみどりの森づくり税	H17.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	5.1
鹿児島県	みんなの森づくり県民税 (~R2.3森林環境税)	H17.4	H16.6	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	4.5
岩手県	いわての森林づくり県民税	H18.4	H17.12	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	7.2
福島県	森林環境税	H18.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	11.2
静岡県	森林(もり)づくり県民税	H18.4	H17.12	県民税均等割 超過課税	400円/年	均等割額の5%増	9.6
滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	H18.4	H17.6	県民税均等割 超過課税	800円/年	均等割額の11%増	7.0
兵庫県	県民緑税	H18.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	800円/年	均等割額の10%増	25.4
奈良県	森林環境税	H18.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.8
大分県	森林環境税	H18.4	H17.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.2
宮崎県	森林環境税	H18.4	H18.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.1
山形県	やまがた緑環境税	H19.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	6.6
神奈川県	水源環境保全・再生のための個人 県民税の超過課税措置	H19.4	H17.10	県民税均等割 ・所得割超過課税	均等割:300円/年 所得割:0.025%増	なし	42.0
富山県	水と緑の森づくり税	H19.4	H18.6	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5~12.5%増	3.8
石川県	いしかわ森林環境税	H19.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.7
和歌山県	紀の国森づくり税	H19.4	H17.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	2.7
広島県	ひろしまの森づくり県民税	H19.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	8.7
長崎県	ながさき森林環境税	H19.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	3.9
秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	H20.4	H19.11	県民税均等割 超過課税	800円/年	均等割額の8%増	4.5
茨城県	森林湖沼環境税	H20.4	H19.12	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	17.4
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	H20.4	H19.6	県民税均等割 超過課税	700円/年	均等割額の7%増	8.7
長野県	長野森林づくり県民税	H20.4	H19.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	6.9
福岡県	森林環境税	H20.4	H18.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	14.8
佐賀県	佐賀県森林環境税	H20.4	H19.12	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	2.5
愛知県	あいち森と緑づくり税	H21.4	H20.3	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	23.4
宮城県	みやぎ環境税	H23.4	H22.3	県民税均等割 超過課税	1,200円/年	均等割額の10%増	17.0
山梨県	森林及び環境保全に係る県民税	H24.4	H23.10	県民税均等割 超過課税	500円/年	均等割額の5%増	2.8
岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	H24.4	H23.12	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	12.6
群馬県	ぐんま緑の県民税	H26.4	H25.3	県民税均等割 超過課税	700円/年	均等割額の7%増	8.7
三重県	みえ森と緑の県民税	H26.4	H25.3	県民税均等割 超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増	11.3
大阪府	森林環境税	H28.4	H27.11	県民税均等割 超過課税	300円/年	なし	11.0
京都府	豊かな森を育てる府民税	H28.4	H27.12	県民税均等割 超過課税	600円/年	なし	7.5

※各県から聞き取りにより林野庁が作成した資料を基に税務課で作成。
 ※神奈川県、大阪府、京都府は、法人への上乗せはなし。高知県は、法人に対しては一律500円の上乗せ課税。富山県は、法人に対して、資本金額に応じ5~10%増。
 ※埼玉県は自動車税収入額の1.5%相当額を森林や身近な緑の保全等に活用する「彩の国みどりの基金」を設置。
 ※緑色に塗っている部分は、岡山県と同じ課税方式(33県)、個人の税率(20県)及び法人の税率(19県)を採用。

府県の税収額合計 321.5億円

森林整備にかかる都道府県の独自課税の状況

- 岡山県と同じ税率により課税（18県）
 - 岡山県と異なる税率により課税（19府県）
 - 独自課税なし（10都道県）
- } 37府県



おかやま森づくり県民税事業の実績（令和元(2019)年度～令和5(2023)年度）

（単位：千円）

1 水源の涵養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

	事業名	R 1実績	R 2実績	R 3実績	R 4実績	R 5実績	5力年計	備考
健全な人工林の整備	おかやま元気な森づくり推進事業	143,154	133,842	126,927	131,507	145,390	680,821	
	造林補助事業（間伐促進等）	50,497	53,733	59,424	59,500	43,000	266,154	
	少花粉ｽﾀｰﾋﾞﾙ普及加速化事業	19,311	37,659	41,939	55,593	76,914	231,415	
	路網設計支援ソフト整備事業					280	280	
	鳥獣害対策事業	19,959	20,211	19,460	20,189	19,720	99,539	
	小計	232,922	245,445	247,749	266,789	285,305	1,278,210	
多様な森づくり等	快適森林環境創出事業	52,899	48,753	43,146	35,291	36,224	216,313	
	ナラ枯れ被害拡大防止総合対策事業	24,503	30,715	31,733	30,030	26,403	143,384	
	集落周辺の荒廃森林調査事業	21,879	25,070	26,820	26,499	27,529	127,797	
	市町村提案型森づくり事業	23,048	22,512	24,380	24,981	21,334	116,253	
	小計	122,329	127,050	126,079	116,800	111,490	603,747	
	計	355,251	372,495	373,828	383,589	396,794	1,881,957	

2 森林整備を推進するための担い手の育成・確保と木材の利用促進

	事業名	R 1実績	R 2実績	R 3実績	R 4実績	R 5実績	5力年計	備考
担い手育成	おかやまの森林・林業を支える担い手対策事業	23,238	26,134	35,152	35,907	34,094	154,525	
	小計	23,238	26,134	35,152	35,907	34,094	154,525	
木材の利用促進	県産ヒノキ販路開拓支援事業	3,627	1,907	4,040	4,708	5,476	19,757	
	木造住宅等普及促進事業	46,049	60,582	73,300	77,600	73,540	331,071	
	県産材需要拡大総合対策事業	61,281	59,615	47,358	70,811	90,423	329,487	
	森林認証・認証材普及促進事業	2,372	1,639	1,248	3,041	2,553	10,853	
	東京2020五輪大会おかやま県産材利用事業	13,705		3,196	14,127		31,028	
	グリーンバリュープロジェクト推進事業	4,186	5,341				9,527	
	小計	131,221	129,084	129,142	170,287	171,991	731,724	
	計	154,459	155,218	164,294	206,194	206,085	886,249	

3 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

	事業	R 1実績	R 2実績	R 3実績	R 4実績	R 5実績	5力年計	備考
情報発信	森のなるほど情報発信事業	6,867	5,208	5,207	5,477	7,359	30,118	
	「森林の担い手」育成事業	1,388	1,541	1,780	1,793	1,705	8,208	
	「木のぬくもり実感」事業	625	773	662	768	779	3,606	
	木の潤い環境整備事業	16,472	15,978	17,121	16,942	17,730	84,243	
	小・中学生の学びのコンテンツサイト「おかやま まなびとサーチ」充実事業				989		989	
	小計	25,352	23,500	24,769	25,969	27,573	127,163	
県民の森づくり	県民が育て楽しむ森づくり推進事業	7,251	8,118	7,409	7,842	8,297	38,917	
	みどりの大会開催事業	3,945	3,951	245	3,945	3,335	15,421	
	みどりの少年隊交流集会	0	0	0	246	687	933	
	緑化運動ポスター等コンクール	747	747	759	768	768	3,789	
	環境学習エコツアー事業	756	623	823	1,089	1,131	4,421	
	全国植樹祭開催準備事業	0	488	2,065	2,760	6,000	11,313	
	小計	12,699	13,927	11,302	16,650	20,217	74,795	
	計	38,051	37,427	36,071	42,619	47,791	201,958	

合計	547,761	565,139	574,193	632,402	650,670	2,970,164	
----	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	------------------	--

※四捨五入により計が合わない場合がある

2 事業量等

(1) 水源の涵養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

事業名(充当額)	実施内容	事業量
おかやま元気な森づくり推進事業 (680,821 千円)	・国庫補助対象とならない森林の間伐等への支援 ・森づくり作業道の整備等 ・スギ間伐材の搬出促進 ・針広混交林など多様な森づくりの推進	1,208ha 747,261m 1,493ha 776ha
造林補助事業(間伐促進等) (266,154 千円)	・造林補助事業への県民税充当(切捨間伐)	1,832ha
少花粉スギ・ヒノキ普及加速化事業 (231,415 千円)	・少花粉スギ・ヒノキ苗木の安定供給体制の整備等	
路網設計支援ソフト整備事業 (280 千円)	・路網設計支援ソフトウェアの導入支援	
鳥獣害対策事業 (99,539 千円)	・地域別シカ捕獲現地指導 ・シカ被害対策に係る捕獲従事者の育成 ・有害獣許可捕獲促進	10 地域 19 回 17,394 頭
快適森林環境創出事業 (216,313 千円)	・荒廃した里山林等の再生 ・松くい虫被害林の整備樹種転換・過年度被害木除去 ・広葉樹利用促進(大径広葉樹利用促進,林地残材利用促進)	65ha 432ha 13 事業体
ナラ枯れ被害拡大防止総合対策事業 (143,384 千円)	・広葉樹保全再生(樹幹注入,誘因捕殺,伐倒駆除)	713 本、539基、 3,703 m ³
集落周辺の荒廃森林調査事業 (127,797 千円)	・集落周辺等の重要な森林の荒廃状況等を調査	
市町村提案型森づくり事業 (116,253 千円)	・市町村の提案による森林保全の取組支援	延 73市町村
計 1,881,957 千円		

(2) 森林整備を推進するための担い手の育成・確保と木材の利用促進

事業名(充当額)	実施内容	事業量
おかやまの森林・林業を支える担い手対策事業 (154,525 千円)	・高校生等への林業就業体験支援 ・専門的知識・技術等を有した人材育成 ・新規就業者の職場内研修への支援 ・安全装備、器具等の導入支援 ・市町村による担い手確保の推進	120 人 128人 82人 1,936 件 延 11 市町村
県産ヒノキ販路開拓支援事業 (19,757 千円)	・木材関係団体の県産材製品販路開拓を支援	延 23 団体
木造住宅等普及促進事業 (331,071 千円)	・サプライチェーンの構築 ・おかやまの木で家づくり支援 ・県産材サポーターの養成	40 件 1,410 戸 260 人
県産材需要拡大総合対策事業 (329,487 千円)	・公共施設等の木造化、CLT利用等への支援 ・中大規模木造建築物等の整備への支援 ・展示会等の県産材PRへの支援	318 件 1 件 16 団体
森林認証・認証材普及促進事業 (10,853 千円)	・森林認証等の取得促進	51 団体
東京 2020 五輪大会おかやま県材活用事業 (31,028 千円)	・選手村ビレッジプラザへの県産材活用・後利用	1 式
グリーンバリュー・プロジェクト推進事業 (9,527 千円)	・木質系バリューの利活用技術の開発等を支援	9 件
計 886,246 千円		

(3)森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

事業名(充当額)	実施内容	事業量
森のなるほど情報発信事業 (30,118 千円)	・学校等で使用する副読本の作成 ・普及啓発マグネットの作成 ・都市と山村との交流促進	125,000 部 78,000 個 14 団体
「森林の担い手」育成事業 (8,208 千円)	・県立農業関係高校の生徒による林業大学 校等の視察等	75 回
「木のぬくもり実感」事業 (3,606 千円)	・高校生による県産森林認証材を活用した 木工教室等	26 校
木の潤い環境整備事業 (84,243 千円)	・県立学校への木製品の導入	95 校
県民が育て楽しむ森づくり推進事 業 (38,917 千円)	・おかやま森づくりホ-ルセンターの活動支援、 企業等の森づくり支援・CO2 森林吸収評 価の認証	5 団体
みどりふれあい事業 (20,143 千円)	・みどりの大会の開催 ・緑化運動ホ-ル等コンクールの開催	4 回(延 1,400 人) 5 回
環境学習エコツアー事業 (4,421 千円)	・森林・林業学習ツアーの開催	22 回
全国植樹祭開催準備事業 (11,313 千円)	・全国植樹祭に向けた苗木の育成体験の実 施	77 団体
小中学校の学びのコンテンツサイ ト充実事業 (989 千円)	・森林・林業の役割等への理解を深める教 育用動画の作成	4 本
計 201,958 千円		
合計 2,970,164 千円		

※四捨五入により計が合わない場合がある